

放射性物質検査機器の第 1 次配分について

1. 貸与申請について

放射性物質検査機器（以下「検査機器」といいます。）の貸与について、第 1 次の募集に対し、128 団体（うち県は 13 団体）から 169 台の貸与申請がありました。（参考 1）

2. 配分先について

別紙の「配分の考え方」のとおり放射性物質の影響、地域的なバランス等により、第 1 次の検査機器の配分先を以下の自治体（各 1 台、計 24 台）としました。

	配分 台数計	配分先	
		都道府県	市町村
岩手県	1		一関市
宮城県	2		白石市／柴田町
福島県	14	福島県	郡山市／いわき市／白河市／相馬市／ 田村市／南相馬市／伊達市／川俣町／ 会津坂下町／石川町／広野町／ 川内村／新地町
茨城県	4		高萩市／日立市／つくば市／取手市
栃木県	2	栃木県	那須町
千葉県	1	千葉県	

3. 第 2 次以降の配分について

第 2 次配分は現時点では 25 台を予定していますが、これ以上の台数を確保できるよう努力しています。

第 3 次配分においては、100 台以上を確保できるようにし、今回未配分となった自治体を始め、可能な限り自治体の希望に応えていく方針です。

【問合せ先】消費者庁地方協力課 中村、安藤
TEL：03-3507-9174（直通）
FAX：03-3507-9286

< 配分の考え方 >

都道府県単位での配分地域を設定した上で、具体の配分先の自治体を決定しました。

(1) 配分地域の設定

- ①原子力災害対策本部が求める計画検査の対象地域となっている17都県について優先的に配分。

青森県／岩手県／宮城県／秋田県／山形県／福島県／茨城県／
栃木県／群馬県／埼玉県／千葉県／東京都／神奈川県／新潟県／
山梨県／長野県／静岡県 ※上記のうち、群馬県からは市町村含めて申請なし

- ②さしあたり、第1次配分については、24台と限られていることから、上記①の都県の中でも、空間線量率の高い地域（※）が多い、以下の6県内の自治体に配分。

【岩手県／宮城県／福島県／茨城県／栃木県／千葉県】

※「影響を大きく受けている地域」とは、文科省実施の航空機モニタリング結果等において「空間線量率 $0.1\mu\text{Sv/hr}$ 以上」の地域を指す。

(2) 配分先の自治体の決定

- ①上記(1)②の6県のうち、消費者の側の検査として広域的な活用を予定して申請している福島県庁、栃木県庁、千葉県庁の3自治体に各1台を配分。

- ②上記①の3台を除いた残り21台を市町村に配分することとし、各県ごとの申請市町村数で市町村への配分台数を按分した上で、空間線量率を踏まえた調整を行い、以下のとおり県単位の市町村への配分枠を設定。

【県単位の市町村への配分枠】

岩手県内・1台／宮城県内・2台／福島県内・13台／茨城県内・4台／
栃木県内・1台

- ③上記の各県ごとの配分枠に基づき、申請自治体における空間線量率や検査機器の保有状況等を踏まえ、具体の配分先の自治体を決定。

放射性物質検査機器貸与の第1次申請状況（10月11日（火）締切）

平成23年10月20日現在

	申請団体数			貸与希望台数
		都道府県	市区町村	
北海道	7	1	6	7
岩手県	4	1	3	4
宮城県	7		7	8
秋田県	1	1		2
山形県	1		1	1
福島県	33	1	32	65
茨城県	14		14	14
栃木県	7	1	6	7
埼玉県	10		10	10
千葉県	4	1	3	4
東京都	9		9	9
神奈川県	3		3	3
新潟県	2	1	1	7
山梨県	2		2	2
長野県	2		2	2
静岡県	2		2	2
愛知県	1		1	1
三重県	1		1	1
京都府	1		1	1
大阪府	4	1	3	5
兵庫県	2		2	2
奈良県	1	1		1
鳥取県	1		1	1
岡山県	1		1	1
広島県	1		1	1
徳島県	1	1		1
香川県	1	1		1
愛媛県	2		2	3
佐賀県	1	1		1
長崎県	1	1		1
沖縄県	1		1	1
計	128	13	115	169

空間線量率

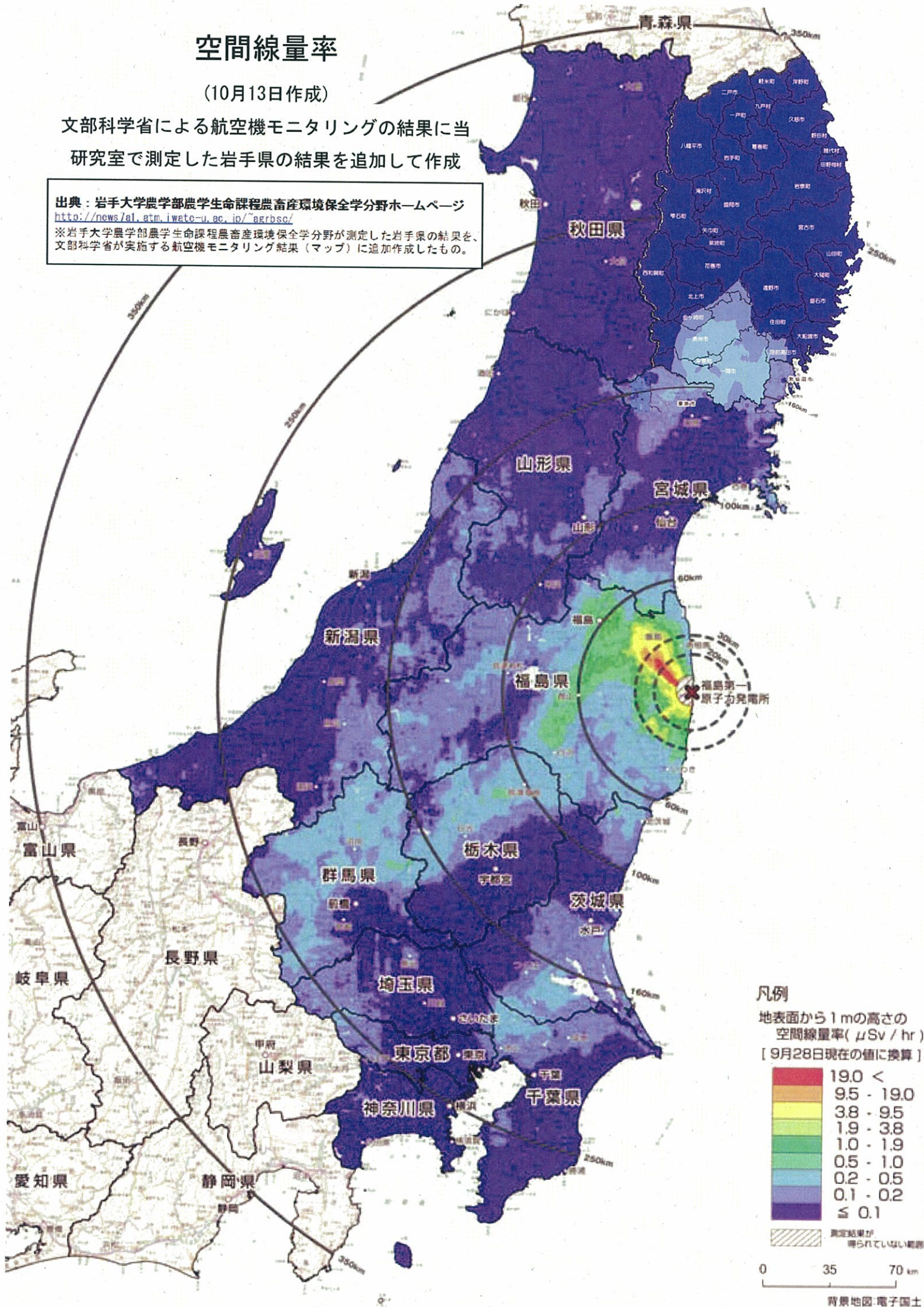
(10月13日作成)

文部科学省による航空機モニタリングの結果に当
研究室で測定した岩手県の結果を追加して作成

出典：岩手大学農学部農学生命課程農畜産環境保全学分野ホームページ

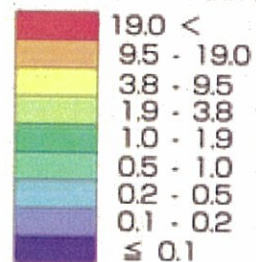
<http://news/al.atm.iwate-u.ac.jp/~agrbosc/>

※岩手大学農学部農学生命課程農畜産環境保全学分野が測定した岩手県の結果を、
文部科学省が実施する航空機モニタリング結果（マップ）に追加作成したもの。



凡例

地表面から1mの高さの
空間線量率($\mu\text{Sv/hr}$)
[9月28日現在の値に換算]



測定結果が
得られていない範囲

0 35 70 km

背景地図：電子国土

放射性物質検査機器の貸与等について

平成 23 年 10 月 26 日
消費者庁
独立行政法人 国民生活センター

1. 目的

消費者の安全・安心の確保に向け、地方自治体における住民が消費する食品等の放射性物質検査体制整備を支援するため、放射性物質検査機器の貸与及び自治体へのサポート体制の構築を行う。

2. 検査機器の貸与

(1) 対象

消費者の安全・安心を確保するために、都道府県及び市町村（特別区含む。）が自ら実施する放射性物質の検査。（都道府県から市町村への転貸及び複数の市町村による共同利用も可能。検査の実施事務の委託可能）

検査対象は、検査機器の性能の範囲内で上記の目的に沿うもの。

(2) 貸与する検査機器

原則として、簡易型ガンマ線スペクトロメーターとし、検査機器のメンテナンスにかかる経費、検査事務を外部委託する場合の委託費については、貸与先の自治体において負担。

貸与期間は、平成 24 年 3 月末までの間。平成 24 年度以降は 1 年度ごとに更新予定。

(3) 貸与の申請と貸与先の決定

申請受付・貸与先決定は数次に分けて実施。

【第 1 次分】	申請締切	10 月 11 日（火）
	配分決定	10 月下旬（24 台）
	配備予定時期	11 月中に順次

※第 2 次分については、10 月中に案内を配布する予定。

3. 自治体へのサポート体制の構築

検査機器の操作、検査結果の取扱い及び公表方法についての助言等を行う体制を構築する他、検査担当者への研修についてニーズを踏まえて実施。

【問合せ先】

消費者庁地方協力課 中村、安藤
TEL：03-3507-9174（直通）